

宴会約款

水戸京成ホテルでは、宴会・会議・展示会等のための宴会場ご利用に関し、次の通り規約を定めておりますので、予めご了承ください。但し、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取決めを行う際は、その取決め条件に従うことと致します。

契約の成立

1. お申込みの際には、ご利用日時、主催者名、お申込者名、ご人数、ご連絡先、ご利用内容等当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。
但し、ご利用内容によっては、お申し込みをお断りする場合がありますので、ご了承ください。
2. 契約が成立した場合、お申込金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

宴会時間

1. 宴会場のご利用時間は、原則午前9時～午後9時とさせていただきます。
2. 宴会場の時間外のご利用につきましては
午後9時～午前0時……1時間につき宴会場の会議室料の50%割増
午前7時～午前9時……1時間につき宴会場の会議室料の50%割増

有料人数の確定

1. 料理などをご用意する最終人数(以下有料人数と称します)は、宴会または催時(以下、宴会等と称します)1日前の午前中までに当ホテル担当係員にご通知ください。
(準備のため、開催日1週間前までに料理内容・人員等をお知らせください)
それ以降は、手配が完了しておりますので、開催日に有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

取消料

宴会・会議・展示会等のご予約を取消される場合又は、ご予約後の期日を変更される場合は、次のとおり取消料が発生いたします。

取消または期日変更される時期

取消料及び変更料

開催日の 61 日前 以前

無料

開催日の 60 日前から 30 日前

ご使用予定会場の会議室料の 30%

開催日の 29 日前から 7 日前

ご使用予定会場の会議室料の 50%及び発注済の外注品の実費

開催日の 6 日前から前日

宴会等のお料理代金及び会議室料の 80%及び発注済の外注品の実費

開催日当日

宴会等のお料理代金及び会議室料の 100%及び発注済の外注品の実費

装飾・余興などの手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、引出物などについては、当ホテル指定委託会社にご手配させていただきます。お客様がホテル指定以外の会社に直接依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡いただき了解を得た後にご注文ください。

損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された方々が、当ホテルの設備、什器備品等を破損・損傷することのないようご注意ください。万一、当ホテルの施設、什器備品を破損・損傷してしまった場合は、速やかに申し出ていただくとともに、その修復に関して当ホテルよりご指示申し上げますので、速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

契約拒否および契約解除

当ホテルは、次の各項目のいずれかに該当する場合には、本契約の締結に応じません。

1. お客様自身または、宴会等に出席される利用者の中に次の事由に該当する方がいる場合
 - ①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員のご利用は、お断りいたします。
 - ②反社会的勢力及び反社会的団体員(暴力団、過激行動団体等及びその構成員)
 - ③法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断される場合。
 - ④伝染病保菌者
2. 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びそれに類する行為が認められた場合。また、かつて同様な行為をされたことがある場合。
3. 心身衰弱、薬品、飲酒などに自己喪失等、自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感不安感を及ぼすおそれがある場合

禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等のお持込み。
- ②発火または引火性の物品、鉄砲、刀剣などの危険物のお持込み。
- ③悪臭を発する物のお持込み。
- ④賭博など風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤ご予約時の使用目的以外のご利用。
- ⑥備え付け品の移動、損傷・汚損。